様式第５号

指令番号

令和　年　月　日

　（あて先）補助事業者

秋田県知事　鈴木　健太

秋田県生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県財務規則第２５０条及び秋田県生産性向上・職場環境整備等支援事業費補助金交付要綱の規定により、通知します。

１　交付決定額 円

２　補助事業の目的

　　医療人材の確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用を補助することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげる。

３　交付の条件

（１）この補助金を目的以外に使用してはなりません。

（２）この補助金と補助対象が重複する他の補助金等の交付を受けてはなりません。

（３）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けてはなりません。

（４）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければなりません。

（５）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければなりません。

（６）補助事業が予定の期間内に完了しない又は遂行が困難になったと見込まれるときは、速やかに知事に報告してその指示を受けなければなりません。

（７）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはなりません。

（８）知事の承認を受けて（７）の定めにより財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあります。

（９）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければなりません。

（10）厚生労働省が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければなりません。

（11）補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付日（事業を中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。

（12）事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の財産がある場合は、（11）の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければなりません。